

2026年4月1日から

# 林野火災注意報 林野火災警報

運用開始

発令時は  
火の使用が制限されます

警報の発令基準、制限内容及び地域等は下記及び次のページでご確認ください

## 林野火災注意報の発令基準

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合。

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表された場合

※上記の発令条件に加え、当日に見込まれる降水状況等を考慮し、発令の判断を行います。

## 林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報等が発表された場合。

## 火の使用制限の基準

発令時に火の使用制限区域で、

- ① 山林、原野等で火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。（がん具用の花火を含む。）
- ③ 屋外で火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外では、燃えやすい物又は爆発しそうな物その他燃えやすい物の近くで喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防事務組合管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。